

相模原市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る  
相模原市立小学校及び中学校における留意事項

相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則(平成19年相模原市教育委員会規則第17号)第19条の規定により市長の事務部局の例によることとされる場合における相模原市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成28年相模原市訓令第11号)第2条及び第3条の規定に基づき、同訓令及び相模原市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項(平成28年3月31日決裁。以下「市留意事項」という。)に定めるもののほか、相模原市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)における留意事項として、学校に勤務する者(以下「教職員等」という。)が適切に対応するために考慮すべき具体例を次のように定める。

第1 不当な差別的取扱いの具体例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

学校への入学、授業への参加、実習等校外教育活動、式典参加等を拒む、又は、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。

試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。

第2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

学校において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、児童生徒又はその保護者等(以下「児童生徒等」という。)に障害の状況等を確認する。

障害のある児童生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級において、特別の教育課程を編成する。

第3 合理的配慮の具体例

以下に示す具体例は、あくまでも例示であり、提供する合理的配慮の内容については、市留意事項の「第5 過重な負担の基本的な考え方」のほか、教職員等は、現在行っている教育活動への影響の程度(教育の目的、内容、機能を損なうか否か)を踏まえ、過重な負担が存在しないことを前提とし、個別の事案ごとに判断される

ものである。

## 1 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例 (主として物理的環境への配慮に関するもの)

災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい児童生徒等に対して、教職員等が直接災害を知らせたりする。

移動に困難のある児童生徒等のために、通学の送迎のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室を配慮したりする。

聴覚過敏の児童生徒のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために掲示物に配慮するなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。

情緒的に不安定になる児童生徒のために、座席は最前列中央にしたり、教職員等が活動の確認や賞賛の言葉かけをしたりする。また、クールダウンし、自主的に感情を調整できる場を用意する。

知的障害のある児童生徒のために、ノートのマス目の大きさを工夫したり、具体物を用意したりする。

弱視の児童生徒のために、教室・座席・下足箱・ロッカーの配置など、環境面の整備をする。

## (主として人的支援の配慮に関するもの)

目的の場所までの案内の際に、障害のある児童生徒等の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置(左右・前後・距離等)について、障害のある児童生徒等の希望を聞いたりする。

介助等を行う保護者等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。

読み書きに困難がある児童生徒のために、担任が机間指導をしながら内容の説明や指示をしたり、現在読んでいる部分を指で示したりする。

難聴の児童生徒のために、支援教育支援員等が教科学習の際のノートをとったりする。

かん黙の児童生徒等のために、支援教育支援員等がそばについて、気持ちを代弁して周りに伝えたりする。

## 2 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例

情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供(聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供)、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供(手のひらに文字を書いて伝える等)、知的障害に配慮した情報の提供(伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等)を行う。

知的障害のある児童生徒等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使う。

知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な児童生徒に対し、絵や写真カード、ICT機器等の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりする。

### 3 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

学校において、教職員等が必要書類の代筆を行う。

他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該児童生徒等に説明の上、施設の状況に応じて別室等を用意する。

板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保する。

定期試験において、児童生徒の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可する。

点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡す。

聞こえにくさのある児童生徒に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりする。

知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。

肢体不自由のある児童生徒に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じ

てボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたりする。

日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。

慢性的な病気等のために他の児童生徒と同じように運動ができない児童生徒に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。

治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫する。

読み・書き等に困難のある児童生徒のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりする。

人前での発表が困難な児童生徒に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。

学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成するときには、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりする。

こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりする。

注意欠陥多動性障害の児童生徒に対して、一つの課題へ取り組む時間を一般的に短めに設定し、学習量の調整を行う。

かん黙の児童生徒に対して、特性に応じた方法で意思を確認する。